

## オリオン、正しく使えていますか？

小型で軽くて持ち運びやすいオリオンは現場で重宝されている組立式の踏み台ですが、誤った使い方をすれば当然ケガや事故につながります。

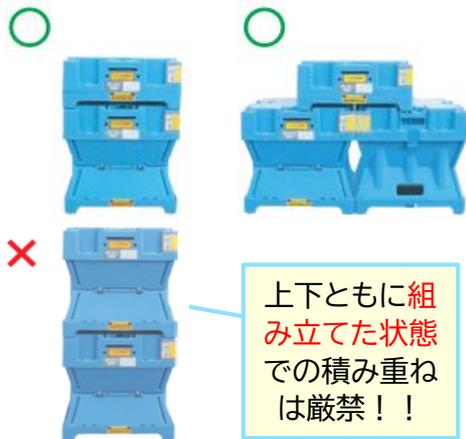
### 【オリオンの特徴】

- ◎小型・軽量
- ◎積み重ね・連結可能
- ◎安全(滑り止め突起作用)

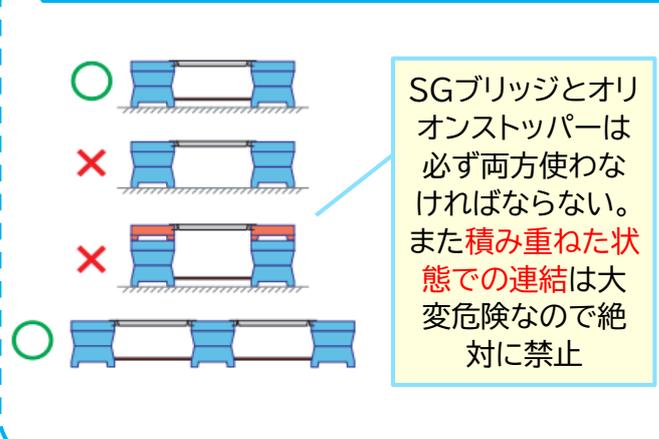
### 【使用上の注意】

- 最大荷重は必ず**150kgf以下**で使用する
- 使用前にヒンジ、ストッパーその他部品や本体に割れや破損がないかを確認してから使用する
- 「**傾斜している場所**」「**段差や凹凸のある場所**」「**滑りやすい場所**」「**沈下の恐れのある場所**」では絶対に使用しない
- 確実に**ストッパーがロック**されていること、側板大と小が所定の位置で確実に噛み合っていることを確認してから使用する
- 安全に昇降できる処置をしてから使用する
- 火の近くや高温になる可能性がある場所**では使用しない

### 【積み重ねのルール】



### 【SGブリッジを使っての連結のルール】



### 【今号の主な内容】

- P① オリオン使用ルール再確認
- P② 建設業年末年始労働災害防止 強調期間実施要領
- P③ 施工検討会再掲
- P④ ことわざ・次回案内

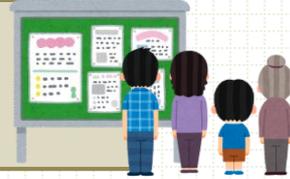


発行

野田工業 株式会社  
東京都中央区銀座6-6-19  
TEL : 03-3572-1866

## ことわざ・格言にならう安全衛生訓

- 書いた物が物を言う ●  
・表示・標識や掲示にも工夫を



「書いた物が物を言う」とは、何事によらず口約束は、両者の言い分がはっきりせず水掛け論に終わることが多い。約束ごとなどは書類を証拠として残しておけば、弁解やごまかしはできないという意味です。

職場でも重要なことは書類として保管したり（電子ファイルなども同様の意味）配布されたり掲示されたりしています。職場に貼られたポスターや標語は、色彩などの視覚言語でものを言い続けて、私たちの安全を守ってくれています。頭上注意や火気厳禁、工事中などの注意標識などもそうです。これらの表示や標識などが、“書いた物”として効力を発揮するよう、掲示の方法やメンテナンスに工夫が必要です。

作業の指示や連絡事項等も、ミーティングでしゃべるだけでなく、要旨を“書いた物”できちんと示して徹底を図りましょう。個別の指示や連絡事項も“書いた物”で行えば、より徹底が図れます。



### 【 職長会納会のお知らせ 】



- ★日時 2024年12月20日(金)
- ★時間 18時00分～20:30  
(開場 17:30)
- ★会場 ミライザカ 新橋銀座口ガード下店  
▷住所:東京都港区新橋1-3-10 1F
- ★会費 1人 ¥3,000

年末のお忙しい時期とは存じますが、皆様のご参加心よりお待ちしております。  
ご出欠は現場担当者もしくは深澤までご連絡ください。

# 野田工業株式会社 **再掲** 施工検討会

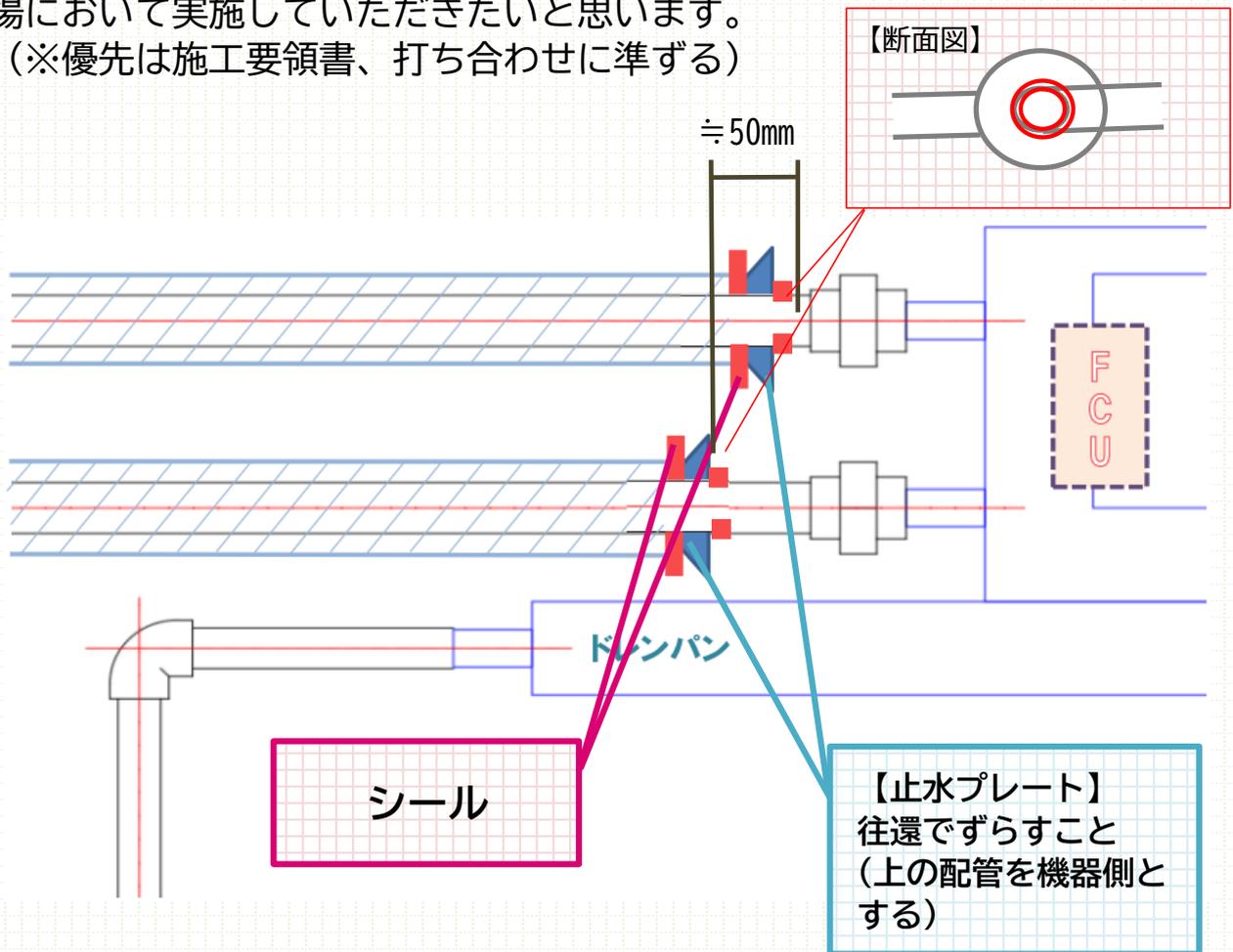
～技術顧問のつぶやき～

## 今月の議題

### ◎ FCUの冷水系統の保温見切り部分の施工方法について

・ 今月はFCUの冷水系統の保温見切り部分の施工について統一を図りたいと思います。今後、野田工業(株)といたしましてはこの施工方法を正とし、現場において実施していただきたいと思います。

(※優先は施工要領書、打ち合わせに準ずる)



- 保温見切り部前後にコーキングのシールを施す。
- 往管・還管の保温見切りが遠近で離れているので結露水は保温材に伝わらない。
- エスロメタックス仕様のFCUは現場によって見切り位置がバラバラです。まずは施工要領書をしっかり読み、打ち合わせ等で再確認をして作業に取り掛かってください。

令和  
6年度

# 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

スローガン

## 無事故の歳末 明るい正月

- 本期間：令和6年12月1日  
～令和7年1月15日
- 主 唱：建設業労働災害防止協会
- 後 援：厚生労働省、国土交通省

## 会長メッセージ

令和6年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。当協会では、年末年始の労働災害の防止を目的に、本年度も12月1日から1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱意と日々の自主的な労働災害防止活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあり、10月の速報値では、建設業における死亡者数は164人で前年より12人増、休業4日以上死傷者数は9,176人で前年より367人減となっております。また、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害の死亡者数は57人と前年より1人増となっており、依然として死亡災害の約35%を占めています。

例年12月は労働災害の多発する時期であり、特に年末年始は、長期の休業前の慌ただしい中での作業や休業後に生活リズムが戻らない中で作業が行われることがあるなど、労働災害の発生リスクが高まる懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、自社の労働災害防止活動の取組みの再確認をお願いするとともに、その一環として、昨年策定した第9次建設業労働災害防止5か年計画の重点事項を踏まえ、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施とその結果に基づくリスク低減措置の実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(コスモス)の積極的な導入・運用を図るとともに、建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」の実施及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した労働災害防止対策の推進などについても併せて取組みを進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者が一丸となって本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害で“憧れの建設業”の新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和6年11月  
建設業労働災害防止協会  
会長 今井雅則

